

令和8年度協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務
仕様書

1 委託業務名

令和8年度協力型バスレーン実証実験に係る広報活動業務

2 委託業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

公共交通の利用促進及びバス輸送サービスの効率化を図るため行われる協力型バスレーン実証実験における広報活動を行う。

4 本業務の執行体制

以下の人数を最小限とし、業務の適切な執行のための体制を構築すること。

(1) 業務全体の総括管理者：1名

(2) 各種企画業務担当者：1名

施策広報業務担当者：1名

その他業務（連絡調整等）担当者：1名

※（1）の総括管理者が（2）のいずれかの業務担当者を兼務可能であるが、執行体制として、3名以上を配置すること。

5 実施内容

以下の内容を満たす広報業務を実施すること。

※沖縄県が公共交通を利用促進するための広報活動を担う架空の団体「わった～バス党」を活用すること。

(1) 告知ポスター、告知チラシ、レンタカー車内用掲示ステッカーの実施

ア) 告知ポスターの制作及び指定場所への配布または設置

イ) 告知チラシの制作及び指定場所での配布または設置

ウ) レンタカー車内用掲示ステッカーの制作及び指定場所への配布

※ア～ウについては、英語、繁体、簡体、韓国語等の外国語表記を含む

(2) 歩道橋サインの実施

歩道橋設置用横断幕の制作、指定された歩道橋への設置及び撤去

(3) 街頭お手振り企画の実施

協力型バスレーンの広報を目的とした、国道 58 号沿線における複数箇所に
て、街頭お手振り企画の実施

※日時、場所、実施回数等は別途協議

(4) 路線バス媒体を活用した広報

ア) 路線バスへのバスマスクの制作及び掲示、取り外し

イ) 路線バスへのバンパーステッカーの制作及び貼付、取り外し

ウ) 路線バス（3 台）へのハーフラッピングの実施

※ア～イの対応台数（作成数）については、別途協議

(5) デジタルサイネージの活用

那覇空港国際線到着ロビー 1 階のデジタルサイネージを活用した広報映像ま
たは画像の放映

※英語、繁体、簡体、韓国語等の外国語表記を含む

6 その他、上記 5 に加え企画提案内容を踏まえて、業務を実施すること。

7 業務の再委託についての留意事項

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせること
ができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）につい
ては、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、
これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場
合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア) 契約金額の 50% を超える業務

イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業
務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせること
はできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接
な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委託し、又は請負わせること
のできる業務等の範囲は以下のとおりとする。（※実施内容に合わせて調整し
てください。例として一般的な項目を記載）

- ア) 広告物の原稿・デザイン作成
- イ) 映像の作成
- ウ) 調査業務
- エ) 制作物の貼付・ラッピング作業

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

- ア) 資料の収集・整理
- イ) 複写・印刷・製本
- ウ) 原稿・データの入力及び集計
- エ) その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

8 その他の留意事項

- (1) 受託者は本事業の実施において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。
- (2) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は本仕様書に定めのない事項については、沖縄県と受託者双方で協議して解決するものとし、必要な事項は別に定める。

9 他業務との連携について

沖縄県においては、以下の業務を発注（一部、発注予定を含む）しており、相互に連携し業務の遂行にあたること。

- ①シームレスな陸上交通体系の構築にかかる広報活動業務
- ②ノンステップバスの導入補助
- ③基幹バスシステムの導入に向けた検討業務
- ④基幹バスシステム構築に向けた調査検討業務
- ⑤TDM 施策推進業務
- ⑥TDM 施策推進アクションプログラム